

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(韓国産エゴマのパクロブトラゾール、ベトナム産バナナのジノテフラン並びにオーストラリア産ボラの卵及びトリュフのアルドリン及びディルドリン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年8月10日付け薬生食輸発0810第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、韓国産エゴマのパクロブトラゾールについて、検査命令を解除したことから、令和5年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、ベトナム産バナナのジノテフランについてモニタリング通知の別表第3から削除する。

さらに、食品、添加物等の規格基準を踏まえ、オーストラリア産ボラの卵及びトリュフに係るモニタリング検査項目を「ディルドリン」から「アルドリン及びディルドリン」に変更し、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3を下記のとおりとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

| 検査強化日     | 対象国・地域  | 対象品目                   | 検査項目                | 製造者、製造所、輸出者及び包装者            |
|-----------|---------|------------------------|---------------------|-----------------------------|
| 令和5年8月14日 | 韓国      | エゴマ及びその加工品(簡易な加工に限る。)  | 残留農薬(パクロブトラゾール)     |                             |
| 令和3年11月5日 | オーストラリア | ボラの卵及びその加工品(簡易な加工に限る。) | 残留農薬(アルドリン及びディルドリン) | SUPAFIN SEAFOODS<br>PTY LTD |
| 令和5年8月9日  |         | トリュフ及びその加工品(簡易な加工に限る。) | 残留農薬(アルドリン及びディルドリン) | BELOW & ABOVE               |